

令和4年9月29日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

経済建設常任委員長 矢仁田 秀典

委員会審査報告書

認定第2号 令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された令和3年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

(意見)

令和3年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、265,697,905円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

広大な土地に民家集落が点在する山都町の水道事業は、収益的に著しく不利であるが、住民にとって重要なライフライン事業であり、何としても継続しなければならない。更に、新型コロナウイルス感染拡大時の安全な給水活動・災害時の速やかな給水活動の為に、令和3年度に導入された給水車の機動的な運用を期待したい。

また、職員は漏水事故等によく対応している。老朽化した管の更新など、今後大きな工事が控えるが、あらゆる手を尽くして、水道水の安定供給を後世に繋いでもらいたい。